

一般社団法人浜松青年会議所

庶務規程

第1章 事務局

(文書管理)

第1条 事務局は各事業年度毎に次の各項に従い文書を整理保存しなければならない。

- イ. 浜松青年会議所内部に関する書類
- ロ. 日本青年会議所、東海地区協議会、静岡ブロック協議会に関する書類
- ハ. 前2項に属さない書類
- ニ. 事務局日誌
- ホ. 浜松J Cニュース及び会報等
- ヘ. 日本青年会議所及び他J Cニュース及び会報
- ト. 受発信簿
- チ. 会計帳票

(備品管理)

第2条 事務局は備品台帳を整備し、貸出、回収、廃棄等の記録を行い、備品を完全に管理しなければならない。廃棄は理事会の決済をうけなければならない。

(受信書類の取扱)

第3条 外部より受信した書類は理事長が閲覧し処理する。用済後は速やかに事務局に戻し、全て事務局に保存する。

(議事録、報告書の回収保管)

第4条 総会、理事会、例会、委員会及び各種行事の議事録及び報告書は毎回確実に回収保管しなければならない。

第2章 会計処理

(会計帳簿)

第5条 会計に用いる帳簿は次のものとする。

- (1) 伝票—振替伝票
- (2) 帳簿—元帳、会費徴収簿、現金出納帳、領収書綴
- (3) 決算書類—収支増減対照表、財産目録、勘定内訳明細表、未収金・支払金明細書・監査報告書

第6条 削除

第3章 慶弔

(総則)

第7条 本章は会員の慶弔その他、諸見舞金給付に関する事項を定める。

(届出)

第8条 会員は本章に定める給付を受けるべき該当者がある場合は遅滞なく事務局へ届け出ること。

(慶事)

第9条 結婚した正会員及び子をもうけた正会員には上限5,000円の記念品を贈ることができる。ただし、結婚の申請については在籍期間中1回までとする。

(弔事)

第10条 弔慰金は次の如く定める。

- (1) 正会員死亡の場合、150,000円
- (2) 正会員の配偶者死亡の場合、30,000円
- (3) 正会員の子女及び父母死亡の場合、15,000円
- (4) 特別会員並びにその他必要と認める場合については理事長が判断をし、理事会にて報告する。

- 2 供花は理事長が相当と認める範囲で出すことができる。
ただし、上限15,000円とし、理事会にて報告する。

(災害見舞)

第11条 正会員に対する災害見舞金は、その状況により理事会で決定する。

(傷病見舞)

第12条 傷病見舞金は、正会員が入院を1ヶ月以上する場合に、その状況により理事会で決定しておくる。

第4章 旅費

(公務出張旅費)

第13条 本会議所の公務のため会員が出張した場合は、出張地まで運賃を支給することができる。ただし、海外への出張に関する旅費については海外出張旅費規程に基づいて支給するものとする。

第5章 届け出処理

第14条 削除

附則

昭和56年 1月16日 一部改正

昭和61年11月20日 一部改正

平成24年11月29日 一部改正

令和 4年 2月24日 一部改正

令和 5年12月29日 一部改正

本規程は、総会の承認を経た上で、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第29条第1項第4号に定める公益認定の取消しの処分を受けた日から施行する。

(総会承認日 令和5年 8月 3日

取消処分日 令和5年12月28日)